



通所リハビリテーション利用料金表（1割負担の場合）

項目	料金	内容等
サービス利用料金		利用時間 2時間～3時間
要介護度 1(送迎費含む)	345単位 364円/日	
要介護度 2(送迎費含む)	400単位 422円/日	
要介護度 3(送迎費含む)	457単位 483円/日	
要介護度 4(送迎費含む)	513単位 542円/日	
要介護度 5(送迎費含む)	569単位 601円/日	
サービス利用料金		利用時間 3時間～4時間
要介護度 1(送迎費含む)	446単位 471円/日	
要介護度 2(送迎費含む)	523単位 552円/日	
要介護度 3(送迎費含む)	599単位 632円/日	
要介護度 4(送迎費含む)	697単位 736円/日	
要介護度 5(送迎費含む)	793単位 837円/日	
リハビリテーション提供体制加算	12単位/回	リハビリテーションマネジメント加算を算定している方
サービス利用料金		利用時間 6時間～7時間
要介護度 1(送迎費含む)	670単位 707円/日	
要介護度 2(送迎費含む)	801単位 845円/日	
要介護度 3(送迎費含む)	929単位 980円/日	
要介護度 4(送迎費含む)	1,081単位 1,141円/日	
要介護度 5(送迎費含む)	1,231単位 1,299円/日	
リハビリテーション提供体制加算	24単位/回	リハビリテーションマネジメント加算を算定している方
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	330単位 349円/月	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	850単位 897円/月	同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間
	530単位 560円/月	同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた期間
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	1,120単位 1,182円/月	同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間
	800単位 844円/月	同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた期間
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位 116円/日	退院・退所後又は認定日より3ヶ月以内
生活行為向上リハビリテーション加算	2,000単位 2,110円/月	リハビリの利用を開始した月から起算して3ヶ月以内
	1,000単位 1,055円/月	リハビリの利用を開始した月から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内
栄養改善加算	150単位 159円/回	3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回が限度
栄養スクリーニング加算	5単位 6円/回	6ヶ月に1回を限度
口腔機能向上加算	150単位 159円/回	3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回が限度
入浴介助加算	50単位 53円/日	
重度療養管理加算	100単位 106円/日	要介護3、要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態のもの
中重度者ケア体制加算	20単位 22円/日	指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位 19円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に4.7%を乗じた単位を算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に2%を乗じた単位を算定
教養娯楽費	100円/日	レクリエーション等で使用する折り紙・画用紙 鉛筆・マジック・のり等
日用品費	100円/日	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・タオル カミソリ・ティータイム時の飲料等日常生活用品

以下はご利用に応じて徴収させていただきます。

食材料費(昼食)	300円/1食	給食の材料費です
連絡帳	200円/冊	
連絡帳ケース	260円/1ヶ	
尿取りバット	30円/枚	
テープ付紙おむつ	100円/枚	おむつカバー不要タイプ
パンツ式紙おむつ	100円/枚	

- ◎ 料金は基本単位に堺市(5級地)の単位金額をかけたものです。
- ◎ 利用料は合計単位に単位金額をかける為、最終合計額に差の生じることがあります。
- ◎ 利用料は今後変更されることがありますので、ご了承下さい。



介護予防通所リハビリテーション利用料金表（1割負担の場合）

項目	料金	内容等	
サービス利用料金			
要支援1	1,721単位/月	1,816円/月	介護度により利用料金が異なります (送迎および入浴費含む)
要支援2	3,634単位/月	3,834円/月	
リハビリテーションマネジメント加算	330単位/月	349円/月	
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	900単位/月	950円/月	リハビリの利用を開始した月から起算して3ヶ月以内
	450単位/月	475円/月	リハビリの利用を開始した月から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内
生活行為向上リハビリテーションの実 施後にリハビリテーションを継続した 場合の減算	所定単位数の 85%を算定 (対象月から6ヶ月以内)		生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定後に 介護予防通所リハビリテーションを継続利用する場合。
運動器機能向上加算	225単位/月	238円/月	
栄養改善加算	150単位	159円/月	3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回が限度
栄養スクリーニング加算	5単位	6円/回	6ヶ月に1回を限度
口腔機能向上加算	150単位	159円/月	3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回が限度
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 72単位	76円/月	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上
	要支援2 144単位	152円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数に4.7%を乗じた単位を算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数に2%を乗じた単位を算定
教養娯楽費		100円/日	レクリエーション等で使用する折り紙・画用紙 鉛筆・マジック・のり等
日用品費		100円/日	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・タオル カミソリ・ティータイム時の飲料等日常生活用品

以下はご利用に応じて徴収させていただきます。

食材料費(昼食)	300円/月	給食の食材料費です
連絡帳	200円/月	
連絡帳ケース	260円/1ヶ	
尿取りパット	30円/枚	
テープ付紙おむつ	100円/枚	おむつカバー不要タイプ
パンツ式紙おむつ	100円/枚	

- ◎ 料金は基本単位に堺市(5級地)の単位金額をかけたものです。
- ◎ 利用料は合計単位に単位金額をかける為、最終合計額に差の生じることがあります。
- ◎ 利用料は今後変更されることがありますので、ご了承下さい。

重度療養管理加算

平成29年4月1日より

※算定要件

所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護3又は4、5であって、**別に厚生労働大臣が定める状態**であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。

(注)別に厚生労働大臣が定める状態(イ～リのいずれかに該当する状態)

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、
ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態